

# 医療・福祉施設 の管理者様へ

新型コロナウイルスの感染拡大が危惧されるにも関わらず、社会生活を維持するための自粛要請の対象外とされた施設に勤務し、接触を伴う対人業務を行うなど、感染リスクの高い医療現場や社会福祉施設で従事されている方に、敬意と感謝の念を表すとともに、町内の消費を喚起し、地域活性化を促すことを目的に、『みはまオレンジ商品券』を支給させていただいておりますが、同様のリスクを抱えながら自粛の対応等で従事する時間数が足りてないが、国が支給する慰労金支給の条件にあう方についても、下記内容にて商品券の支給を行うこととされました。

事業所の皆様には趣旨をご理解いただき、引き続きご協力をお願いいたします。



## 対象者

申請日に下記条件の施設に在籍しており、基準日（令和2年7月1日）において、同条件に合う施設に勤務する者で、御浜町医療・福祉施設従事者応援事業により「みはまオレンジ商品券」の支給を受けておらず、かつ、国が実施する令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業のうち、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の受給対象となった者（児童関連施設においては同基準に該当する者）。

- 町内の医療施設、福祉施設（高齢者・障がい事業所、認定こども園、放課後児童クラブ等）に従事する者。



## 支給内容

御浜町内で使える『みはまオレンジ商品券』 5,000円分

（商品券の有効期間は令和2年12月31日まで）



## 申請について

所属する施設等においてまとめて申請し、施設等を通じて商品券が支給されることとなります。

申請期間は、令和2年11月2日～令和2年11月30日まで

申請先、お問い合わせは…

**御浜町役場 健康福祉課 地域包括支援係(役場1階)まで**

住所：御浜町大字阿田和 6120 番地 1      電話：05979-3-0514

# 対象について Q&A

## 住所要件は

- 御浜町内にある医療施設又は福祉施設に勤務していれば、御浜町に住所がなくても対象となります。

## 医療施設とは

- 公的保険請求を行っている保険医療機関で、医師又は歯科医師が診療を行っている医療機関をいいます。
  - ※ 病院、診療所、クリニックなどで、医師が在駐して診療を行っていない接骨院や調剤薬局などは含まれません。

## 福祉施設とは

- 介護保険法に基づいて、事業所指定を受けて指定居宅サービス又は指定地域密着型サービス（介護予防含む）、指定施設サービスを提供している事業所をいいます。
  - ※ 他の介護保険事業を実施していない住宅改修事業を行う建築業者や4月以降提供実績のない居宅管理指導を実施する事業所は含まれません。
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて、事業所の指定を受けて障害福祉サービス又は相談支援サービスを提供している事業所をいいます。
- 児童福祉法、学校教育法、子ども子育て支援法にそれぞれ基づき認可を受けている保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、地域子育て拠点施設をいいます。

## 従事する者とは

- 申請日に事業所に在籍しており、基準日（令和2年7月1日）において、町が指定する基準にあつ医療施設又は福祉施設に勤務する者（職種は問いません）をいいます。
  - ※ 複数個所勤務している方については、国の慰労金を受給した施設において申請することとし、重複しての申請はできません。